

## 「蕃語編纂方針」から見た日本統治初期における台湾原住民語調査

三尾 裕子

はじめに

第1節 「蕃語編纂方針」の背景

第2節 「蕃語編纂方針」の特色

第3節 「蕃語編纂方針」系の原住民語集

第4節 原住民語習得の状況

おわりに

(要約)

本稿の目的は、日本による台湾の植民地化初期の原住民に関する台湾総督府主導による現地調査の実態の一端を明らかにすることで、統治者と被統治者との関係性のあり方や、統治政策と学術調査との関係性についての考察の基礎を提供することにある。台湾総督府は、通事を介さずに統治者自身が通訳能力を身に付けて、原住民と意思疎通できるようになることを目指して、1897（明治30）年に「蕃語編纂方針」を示した。同方針では、未知の諸言語に対して、採集語彙リスト、文法を発見するための句や例文が提示され、撫墾署員等に調査させる方法が採られた。しかし、これらのリストや例文は、目に見える物質文化や自然生態に関する項目が多く、彼らの精神世界や、社会制度、慣習などに踏み込んだものではなかった。また、撫墾署の業務に直接生かせるような実践的な会話集にもならなかった。調査結果のいくつかは、総督府に報告されたが、それらが通訳養成に資するテキストとして整備されるには至らなかった。

はじめに

本稿の目的は、植民地化初期に行われた台湾原住民に関する台湾総督府主導による現地調査の実態の一端を明らかにすることである。特に、1897（明治30）年に出された「蕃語編纂方針」を例に、撫墾署設置時期<sup>1</sup>の原住民語についての調査の背景や目的、「蕃語編纂方針」の特色、それに基づいて編纂された「原住民語集」の特色、これらからみた当時の総督府の原住民に対する知識、原住民観、官吏の原住民語習得状況などを論じる。

こうした作業は、より広い文脈においては、少なくとも以下の二つの問題を考察する上での土台となる意義を持つと筆者は考える。

まず、統治者の政策を実行する現場における実行者と現地の人々との関係性を解明する点である。政策は、現場で実行されてはじめて意味を持つ。そうした現場で、被統治者と向き合うのは、末端の官吏や警察官などである。日本の植民地統治では、末端の官吏に多くの日本人が当てられたことが一つの特色であるといえるが、後述するように、現場の下級官吏に現地語の習得が求められていた。この点に関しては、例えば、北村嘉恵が、1920年代から30年代について、「台湾総督府警察及監獄職員語学試験規程」に基づいて行われた語学試験の概要を紹介し、また警察官の語学試験合格証書保持者数を割り出して、原住民語を習得した警察官の数が、普通行政区域の日本人巡査の福建語・広東語の証書所有者と比べて非常に少なかったことを解明している<sup>2</sup>。但し、こうした合格者の少なさの原因、背景などについては、充分には解明されていない。被統治者の言語に通じた官吏の養成のためには、良質の教科書や参考書、優秀な教師のいる語学教育

所、効率的な試験制度、合格することによって得られる有資格者としての実益（手当、昇給など）などが必要である。これまで、試験制度の概要や、手当の支給などについては、断片的に指摘されているが<sup>3</sup>、実際にどのような教科書があり、その教科書がどのような過程を経て編纂され、それによってどのような原住民語教育が行われ、どの程度の言語運用能力を持った末端官吏が育てられたのか、そしてそうした人々と現地の人々との間にどのような相互関係が取り結ばれていたのかについての研究は、まだ充分になされているとはいえない。本研究は、こうした政策と現地住民との間を繋ぐ結節点についての解明を進める一歩となる可能性を持つ。

第二には、植民地統治と学問との関係、即ち、学術研究の政治性についての問題である。ポスト・コロニアル研究では、主に人類学などにおいて欧米の植民地で行われた現地調査や調査に基づいて書かれた民族誌が、学問的な客観性、中立性を装いつつ、見るものの視点を研究対象に押し付けてきたことについて批判してきた。また、人類学的な研究の発展自体が、植民地統治との濃密な関係の中で可能になっただけではなく、植民地政策に協力的であった人類学者も少なくなかったことから、植民地権力による被支配者の抑圧や弾圧に関し、人類学者も共犯関係にあったと厳しく批判する声も強まった。台湾においても、学問の装いをもって形作られた原住民の社会や文化についての像が、官吏だけではなく、当時の台湾在住の内地人や本土の日本人の台湾原住民観に与えた影響も考えられる<sup>4</sup>。こうした権力と学問との関係は、もちろん人類学にのみならず、本論で取り上げられている言語学の場合であっても、学問が植民地統治に協力する結果になった可能性も排除せず検討すべきだろう。台湾における原住民語の研究の成立や発展と、本論で取り上げる言語調査及び言語習得との関係性については、実証的に研究する必要がある。

ただし、現段階で、上記の問題を一足飛びに論じることは難しく、まだいくつかのステップを踏む必要があると考える。そこで、本論では、領台初期の「蕃語編纂方針」に限定し、そこを糸口として、今後の研究の基礎作りとしたい。この時期の原住民言語の研究は、本論で検討する調査以外にも、総督府の囑託など－例えば、伊能嘉矩、田代安定－によっても行われているが、本論では、総督府の指示に基づいて、同一の調査法で行うことを前提とした調査であることが明確なものに限定することで、それらの調査の持つ意味を考えることとする<sup>5</sup>。

以下では、まず、第一節で、1897年の「蕃語編纂方針」を考える上で、当時総督府が現場の行政官に原住民語を習得させることを必要と考えていた事情を考察する。次に、第二節では、「蕃語編纂方針」の内容を検討し、その特徴を明らかにする。第三節においては、「蕃語編纂方針」に依拠して行われたことが確定的と思われる言語調査の報告書について、考察する。第四節では、現場の撫墾署員の原住民語習得方法などについて考察する。

以下では、検討する対象の文書群を「原住民語集」と名付けておく。日本統治時期においては、台湾原住民の言語を総称するものは「蕃語」、個別の言語についても、例えば「ブヌン語」を「ブヌン蕃語」などと呼んできた。本論では、当時の資料の中で「蕃語」が使われている場合には、その当時の文脈を尊重してそのまま使用し、それ以外では、「原住民語」とすることとする。また、台湾の先住民を「原住民」と記載することについては、現在の台湾の憲法で、先住民を「原住民」と規定していること、そして何よりも、当事者自身が、この用語の使用を主張して

いることを重視して、使用することとする。

参照する資料は、主として南山大学人類学研究所（以下、人類研とする）及び東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所（以下、AA研とする）所蔵の資料とし、適宜それ以外の日本や台湾の図書館に所蔵される資料にも言及する。これまでこうした原住民語集はほとんど研究の対象にならなかった。その原因の一つは、現地語の多くがカタカナで表記されていることや、現地調査を行った者が必ずしも言語学の知識を持っていたわけではないため、言語学資料としては正確さを欠いていることがある<sup>6</sup>。また、おそらく利用可能な原住民語集が日本や台湾のいくつかの図書館に分散し、量的にもごく限られたものであったことによると思われる。ところが、近年整理・公開されたAA研と人類研に所蔵されている「小川尚義・浅井恵倫台湾資料」<sup>7</sup>の中に、この類の語集、とくに「蕃語編纂方針」との関連が明らかかなものが何冊か含まれていることが判明した。これらの資料は、原住民語集の実態や言語文化の調査の全貌を明らかにするにはいまだ充分とはいえないが、従前の研究の欠をある程度埋めることができるものと考え<sup>8</sup>。以下ではAA研と人類研所蔵の資料について言及する場合には、それぞれの所蔵元の分類番号に従う。vで始まる分類番号のものは、人類研所蔵、OAで始まるものは、AA研所蔵の資料である。

## 第1節 「蕃語編纂方針」の背景

原住民語集の編纂について、全島統一的な様式を以て調査研究が計画されたのは、1897（明治30）年5月に出された「生蕃語集編纂ノ件」<sup>9</sup>である。それによれば、「蕃語集編纂ハ撫蕃及蕃地拓殖上最モ必要ノ事業」<sup>10</sup>とみなされ、殖産部長から各地の撫墾署長に通牒し、撫墾署員だけでなく、殖産部から蕃地に派遣された官吏なども本務のついでに取調べに当るよう命じている。調査にあたって、指針となるものとして、「別冊七十部石盤（ママ）刷」の印刷物が各撫墾署及び殖産部に配られることとなった。これが「蕃語編纂方針」、即ち原住民語の採集にあたっての統一フォーマットである。

「蕃語編纂方針」の内容については、後述するとして、「生蕃語集編纂ノ件」に示された原住民語の調査の目的について、もう少し周辺資料から、その背景を探って見たい。

原住民地域の開発や、原住民と支配者や外界の異民族との接触による交渉、抗争などの問題は、清代から既に存在し、そのために両者の間を媒介する役目を負う者が必要とされていた。こうした媒介者として活躍した人々が「通事」であるが、通事は決して近代的な学校システムによって養成されたわけではなく、交易などの必要性に迫られた人々が自ら異民族語を習い覚えたり、漢人と結婚した原住民女性などが「蕃婦」（あるいは「蕃婆」と呼ばれて、通訳に当たる仕事を請け負ったりしていた。こうした状況は、日本が台湾を領有した当初も続いたと思われる。しかし、日本には、台湾で使われていた閩南語や広東語（客家語）を解する人間が不足していたため、それらを北京語に訳す者、北京語を日本語に訳す者をも間に介さねばならず、意思疎通は非常に非効率的であった<sup>11</sup>。また、言語が通じないために、様々な誤解や笑い話も生まれた<sup>12</sup>。更に、通事は、媒介する双方（日本人と原住民）が相手の言語を解さないことを利用し、

両者の間に衝突があったときに、中間で賄賂を受け取ったり、機密を漏らしたりするようなことがあったという。即ち、総督府は、台湾側の通訳の中に、自らの立場を利用して、私腹を肥やし、行政の妨害をする者がいることを問題視したのである<sup>13</sup>。

そこで、台湾総督府としても、通事を媒介とするトラブルを防ぐためには、官吏自身が現地の言葉を解するべきであるとの認識に至った。『理蕃誌稿』では、「蕃語編纂方針」について、その編纂の目的を、次のように説明している。

「従前蕃語通事ト称スル者彼我言語ノ不通ナルヲ奇貨トシ中間ニ立チテ私利ヲ貪ル者往々ニシテ在リシ為メ蕃人ノ感情ヲ害シ理蕃施設上ニ及ボス弊害少カラズ是ニ於テ撫墾署設置ノ初メ先ヅ署員ヲシテ蕃語ノ研究ニ勉メ通事ヲ介セズシテ諸般ノ要務ヲ弁ズルニ至ラシメンコトヲ期シ此目的ヲ達スベキ準備トシテ一定セル標準ノ下ニ蕃語ヲ調査スルノ方法ヲ立テシガ原来蕃語ハ日本語若クハ支那語ト系統組織ヲ異ニシ且ツ種族ノ異ナルニ從ヒテ其ノ語種発音同ジカラズ故ニ蕃語ニ諳熟シ能ク自己ノ意思ヲ精密ニ表明シ能ク蕃人ノ談話ヲ明瞭ニ了解スルニ至ルハ最モ困難ノ事ニ属ス且ツ従来蕃語研究ノ資料トナスベキ成書ナカリシヲ以テ五月蕃語編纂方針ヲ定メ各撫墾署ヲシテ之ガ調査編纂ニ著手セシメタリ (後略)」<sup>14</sup>

即ち、原住民との意思疎通をスムーズに行うための対策として、撫墾署員自身が原住民語を習得し、直接原住民と対話することができるようにすることが必要である、と考えられた。しかし、当時は、台湾の原住民の言語に対する研究はまだ殆ど行われていなかったため、原住民語の調査研究を行うことで原住民語集を作成し、現場で使用する教科書の基礎資料とする方針が立てられた。「蕃語編纂方針」が出されて2年後に、小川尚義は、当時の台湾の原住民語の研究を分類して、従来(1)旅行者等が好奇的に蒐集したもの、(2)宗教家が伝道の方便として研究したもの、(3)蕃語を他の語と比較し研究したもの、という3種の研究があったとしている。うち(1)は言語学的には価値が低く、(2)はオランダ占領時代の聖書の翻訳で、言語の材料としては貴重であり、(3)は少数の西洋の研究者による研究がある、と述べている<sup>15</sup>。即ち、当時、原住民の言語についての本格的な言語学的な研究は、西洋人の極少数の研究と、聖書の翻訳という資料があるのみだった。

現場の官吏に原住民語を習得させるべきとする認識については、この他にも以前から様々な文書の中で繰り返し表明されていた。例えば、1896(明治29)年の「撫墾署長心得要項」には、「通事中往々言語ノ通セサルヲ奇貨トシ中間ニ在リテ巧ミニ双方ヲ欺キ己レ独り巨利ヲ貪リテ蕃民ノ感情ヲ害スルモノアリ…撫墾署員ハ勉メテ蕃語ニ通熟シ重要ノ事件ハ総テ署員ヲ以テ弁スルノ途ヲ開クヘシ」<sup>16</sup>とある。また、同年の「撫墾署長執務上ノ注意ニ就キ通牒」にも、「署員ノ中適當ノ者ヲ選抜シテ蕃語ヲ研究セシメ可成土人ノ通事ヲ廢シテ百事支障ナカラシムルハ目下及ビ将来共ニ頗ル必要ニ付各署指名ノ上殖産部長ニ申報アル様致度事」<sup>17</sup>と記されている。更に、同年10月に第三代総督に就任した乃木希典は、翌年明治30年(1897年)4月21日の撫墾署長諮問会で、「今日ニ於テ日本人ト蕃人トノ関係ヨ円満ナラシムルハ諸君ノ重大ナル責務…(中略)…蕃地内

ノ状況ハ諸君ノ努力ニ由リテ其概略ヲ識ルヲ得タルモ将来一層蕃語ノ研究ヲ勉メ蕃情ヲ精密ニ調査セラル、ハ刻下ノ急務ナリト信ズ<sup>18</sup>と訓示した。

つまり、当時、台湾総督府では、撫墾署員を中心とした官吏に、原住民語を習得させることが原住民地域の統治の安定化にとって必要不可欠との認識があった。

## 第2節 「蕃語編纂方針」の特色

では、上記の認識との関連の中で生み出された「蕃語編纂方針」<sup>19</sup>はどのような性格を有するものなのか、ここでは、主に言語調査的な側面から、その特色を見ていきたい。即ち、「蕃語編纂方針」によって収集されることになった語彙や文例の特徴について考察する。

「蕃語編纂方針」は、前半が分類別の語彙、後半には「談話」と称された日本語文法に基づく分類による句や短文があげられている。また、最初の部分に凡例に当たる部分があり、言語調査の際の注意点、音声の聞き取りや記述の方法などについての指示が書かれている。ここでは、まず凡例にあたる部分のうち、まず言語採集と記述の全体に関わる部分を紹介し、次に、語彙について、そして最後に後半部の談話に関し、その特徴を検討する。

### 1. 凡例相当部分

凡例相当部分の最初には、言語調査の順序として、「蕃人固有ノ語仮令バ数ノ名称、身体ノ各部分名、血族ノ関係等」から始めて、その後「国語ノ混入シ易キモノ仮令ハハ身体ノ裝飾家屋家具ノ名称」に進むべきであると指示している。次に、音声の聞き取り上、聞き分けが必要な点として、母音と子音の区別（「単音 vowel ト発声 consonant ノ別」と記されている）、半母音、数についての言及がある。また、言語学の専門家ではない調査者を想定して、母音、子音や半母音とは何か、と言う説明書きもつけられている。更に、濁音や半濁音、促音や拗音、鼻音、その他日本語にない音や、日本人には判別しにくい音についても、それらがいかなるものであるかを解説した上で、それらを聞き分け、記述する方法を示している。記載の方法としては、「可成羅馬字ヲ以テ記入スヘシ」とローマ字での記入を求めながらも「若已ムヲ得ズ片仮名ヲ以テ記入スル場合」として、その記入法を挙げている。しかし、実際には、その後の凡例の説明は、ほとんどが、カタカナによる表記の方法の詳細を示しており、ローマ字による表記については、「羅馬字会ノ定ムル所ニ從フヲ要ス」<sup>20</sup>として、長短母音について例示している程度で、あまり詳しい説明はない。カタカナについては、「台湾十五音及字母表（「学務部発行」）ヲ参考スヘシ」としているが、それだけではなく「入声」<sup>21</sup>のKとTの区別の書き分け方、「出声」<sup>22</sup>におけるpとphなどの区別についての表記法を指示している。その他、同意味で違う言い方がある場合には、それを明確に記述すべきことも求めている。以上の事柄から、「蕃語編纂方針」の編者は、言語学の素養に乏しい調査者であっても、可能な限り正確に調査をできる方法を苦心して考え出したと見てよいだろう。他方、言語表記の方法の指示からは、「蕃語編纂方針」がおそらく言語学の専門家によって作られたことが推測できる。より具体的に言えば、「台湾十五音及字母表」の作成者である伊

沢修二、そして伊沢に請われ、上田万年の勧めで台湾に赴任した小川尚義が、何らかの形で「蕃語編纂方針」の策定に関わったであろうと思われる。

## 2. 語彙リスト

次に、調査語彙について検討する。「蕃語編纂方針」では、第一から第十五まで、意味分野によって語彙が分類され(表1参照)、各分類の中に、採集すべき見出し語が日本語で列挙されている。ただし、見出し語は、日本語といっても、多分に漢語の影響を受けていると思われる。例えば、「是」、「不是」といった漢語、「全く」という日本語にカッコ書きで「通々」という漢語の注を入れている場合、「カゾア(虫名)」のように、閩南語方言の音をそのままカタカナ書きしたと推測できる場合などが見られる<sup>23</sup>。調査すべき語彙がどのように選定されたのかは、凡例相当部分には、ほとんど記述がない。わずかに、「本表載スル処ノ単語ハ北部生蕃中ノ或部分ニ用ユル蕃語ヲ基礎トシ之ヲ邦語ニテ書キ示セリ」とあるのみである。ただし、編纂者は「北部蕃語」で標準と考えた語彙が全ての原住民族に完全に共通に使えるとは限らないことは、気がついていたようで、「此他蕃社ヲ異ニスルニ従ヒ増減スル処アルハ蓋シ免カル可ラサル処」と述べ、調査地や民族によって、採集できる語彙に個別の相違が出てくることを予想している。

しかし、こうした地域差、民族差を予想しつつも、出来る限り、あらゆる地域、民族にこの語彙リストが適用できることが、編纂の当初の目的に合致することには相違ないだろう。そこで、本論では、「蕃語編纂方針」の語彙リストの特徴を把握するために、別の言語採集リストとの比較を行って見たい。即ち、1960年代にAA研において作られた『アジア・アフリカ言語調査票』(上 1967年、以下「調査票」と略記)<sup>24</sup>を使用する。

この「調査票」の詳細に入る前に、先に本「調査票」を使用する理由を明らかにしておく。「調査票」は、1960年代に作られたため、「蕃語編纂方針」とは数十年の時間的隔絶があり、単純に両者を比較することはできない。しかし、「調査票」は、アジア・アフリカ地域において、第二次世界大戦後、当時まだほとんど調査研究が行われていなかった諸言語を対象としていたため、西洋近代的な事物や観念の浸透度がさほど深くない言語を採集しようとしており、この点では近代的あるいは日本由来の概念や事物の影響をまださほど受けていなかった時期の台湾原住民の固有の伝統言語を調査しようとした「蕃語編纂方針」の採集予定語彙とも比較しうるものと考えられる。また、「調査票」では、基礎語彙として1,000語が選ばれており、「蕃語編纂方針」で取り上げられている語彙数(1,067)ともほぼ同じ規模であるため、それぞれのリストの作者が必須採集語彙としていたものを比較する上で便利である。さらに、「調査票」は、後述するように、採集語彙の意味分野に偏りを生じさせないことや、あらゆる言語において基本的な語彙を選定するという意図を持っていたため、これと「蕃語編纂方針」の語彙とを比較して、両者の異同を検討することで、「蕃語編纂方針」がどのような語彙を必要と考えたのか、台湾原住民社会に特有と考えられる語彙は何か、また当時の日本人が、原住民社会についてどの程度の知識を有していたのかを知る手がかりとなると考えられる。

岡正雄による「調査票」の「刊行のことば」によれば、本調査票は、「アジア・アフリカ地域

の言語をインフォーマントから直接聞き出して記録するための“単語記入簿”であり、最も基礎的な項目1,000語を取めた“一般単語調査票”である。」とある。また、同書の刊行の意図としては、従来研究者の興味によって個別になされてきた言語資料の収集方式では、共通した調査項目が設定されておらず、またあらゆる意味分野を網羅したものになっていないことが多かった欠点を改善することがあげられている。このため、「あらゆる意味分野にわたり、しかも、どの地域でもこれだけは調べておきたいという、最も基礎的な項目を選び、リスト化したという。項目の選定に当っては、1965、1966年度に共同研究プロジェクトが生まれ、所内外の16名の言語学者等が参加した<sup>25</sup>。

「調査票」の構成は次のようになっている。基本的に、見出し語に通し番号をつけ、各見出し語には、日本語だけではなく、英語とフランス語が出されており、その下に現地語を書き入れることが出来るようになっている。即ち、調査地は、イギリスやフランスの植民地である（あるいは、あった）ことが多いため、媒介言語として、英語やフランス語を記載したのである。語彙の並べ方は、プロジェクトチームが基礎的な語彙と認定する順番に、(A) 200語、(B) 300語、(C) 500語に分けられている。(A) (B) (C) それぞれの中での語彙の並びについては、意味分類はされていない。ただし、「まえがき」によれば、身近な具体的な事物から始めて、段々と抽象的な物事に及ぶように配列し、意味上なんらかの関連がつくように並べたという<sup>26</sup>。また、巻末には、1951年時の国際音声字母の表が添付され、調査者はこの表に従って、調査対象言語を記載することが期待されている。

なお、『アジア・アフリカ言語調査票』には、1967年刊の下巻がある<sup>27</sup>。下巻では、英仏語を媒介言語としない地域での調査にも使えるように、日本語以外に英語、フランス語、アラビア語、中国語、ドイツ語、ヒンディ語、インドネシア語、ペルシャ語、ロシア語、スペイン語、スワヒリ語が見出し項目に列挙されている。また、語彙数も2,000語に増加している。ただし、記入簿式にはなっていない。本稿では、「蕃語編纂方針」の語彙数を基準に考えるため、語彙数が近い上巻の1,000語のみを比較の対象とする。

では、「基礎的な語彙」とはどのように決められたのであろうか。その詳細は、下巻において柴田武による「言語調査票を作るまで」に述べられている<sup>28</sup>。まず先行研究として参考にする言語調査票、基本語彙表、辞典を22種－それらは、日本語について書かれたものだけではなく、英語、仏語、独語、韓国朝鮮語や、中国語、ヒンディ語、ロシア語、エスペラント語などを含む－とし、その中で、複数の文献に登場する語彙を選び出し、かつプロジェクトのメンバーそれぞれが基礎的であると考えた語彙をピックアップして、原則的には選び出した人数の多いものから順に基礎的とみなしている。メンバーが基礎的であると考え、という判断基準は、甚だ主観的ではあるが、複数の人間が、一つ一つの語彙に対して基礎的かどうかを判断し、基礎的と思うメンバーの人数を数え、多いものから採る、という方式によって、ある程度恣意的、主観的判断を排除する工夫がなされていると考えることができるだろう<sup>29</sup>。即ち、日本人研究者が様々な文献資料を渉猟した上で、多くのメンバーが一致して基礎的と看做したものを「基礎的な語彙」と認定している。1960年代と明治期とで「基礎的な語彙」に対する認識にどの程度の差異があるかとい

う問題は残るものの、少なくとも日本人研究者が選定していると言う点で、ある程度の認識の共通基盤があるということは認めても良いであろう。

次に「蕃語編纂方針」の語彙リストの概要を示す。「蕃語編纂方針」語彙の調査項目は、単語の部に収録され、第一から第十五に分かれている。

単語の部分の語彙数は、1,067である。もっとも、この数は、数え方によって多少増減する。例えば、数字については、「一二三四五六七八九十十一以上百迄」と記されているので、ここでは、1から100までを一つずつ100個の単語と看做した。また、逆に十二以上、千、千一、千二などは読み方を書くように指示されているが、具体的な数字の指定があいまいであるので、これらは数えないこととした。また、複数の分類項目の中に、同じ単語が含まれている場合もあるのだが、これらについては、重複したままで数えた。この他、鉱物については、「金」、「銀」、「銅」などの具体的鉱物の名前が書かれているものの、「其他ノ鉱物名」といった項目立てもあり、調査地域で知られている個別の鉱物については、調査地ごとに臨機応変に採集することが求められており、何種類のどんな鉱物名が表記されるかは確定できないが、ここでは、「其他ノ鉱物名」という項目で、一つの語彙として便宜的に数えることとした。代名詞の部分では、例えば「我」という項目には、「我[が、の、に、を]」というように、格の相違が単語の相違になることも想定しているものの、一語の中のバリエーションとしてみなしてここでは、これらを1語と便宜上数えることとした。他方で、「この」と「これ」は、別立ての単語の記載方法をとっているので、分けて数えてある。動詞の部分では、場合によっては、否定形や命令形が別項目になっている場合(例えば、「用ゐる」と「用ゐぬ」と、なっていない場合があるが、これも項目立てがなされてある場合には数えた(つまり「用ゐる」と「用ゐぬ」で2項目、「放つ」のように否定形がないものは1項目と数えた)<sup>30</sup>。

以下では、まず「蕃語編纂方針」と「調査票」の両者に共通して見られる語彙の数とその特徴を概観した後、後者にあつて前者にないもの、またその逆について、考察する。表1では、「蕃語編纂方針」の項目分類に従って、その項目名、単語数を示し、あわせて、そこに挙げられている単語のうち、「調査票」にも共通する語彙あるいは異なる語だが同じ意味を表す語彙の数を示している。即ち、「蕃語編纂方針」で必要採集語彙とみなしているもののうち「調査票」にもあげられているものは、432単語、比率にして約40%となった。

そこで、以下では、「蕃語編纂方針」において「調査票」との語彙の重なりが少ない意味分野、特に重なりが5割を切る分野を検討することで、「蕃語編纂方針」の語彙の特色を考えて見たい。ただし、ここでは「第一 数之部」は検討からははずす。同分野は、「調査票」との重なりが最も少ないが、これは、一から百、そしてそれ以上と細かく調査項目としてあげると、語彙数が無限に増えていくが、実際には数え方の規則を見出すことのほうが重要であつて、項目数の数はあまり問題にしても意味がないと思われるからである。「調査票」において、一から十は一つずつ語彙として拾っているが、それ以上になると「二十」と「百」のみを拾っているのも、一つ一つの数を拾うことの意味を重視しないためと推測される。



表1 「蕃語編纂方針」語彙数と「調査票」との重なり（筆者作成）

	「蕃語編纂方針」の分類項目名	「蕃語編纂方針」 語彙数 (A)	「調査票」と一致 する語彙数 (B)	(B) の (A) に閉 める割合 (%、小数点2位 以下四捨五入)
第一	数之部	100	28	28
第二	身体及不具疾病	145	65	44,8
第三	人倫ノ関係	30	15	50
第四	固有ノ動植物名之部	197	45	22,8
第五	身体ノ装飾及装具ノ名之部	38	8	21,1
第六	飲食物ノ部	35	12	34,3
第七	自然の現象之部	32	22	68,8
第八	地理之部	41	19	46,3
第九	時節之部	9	8	88,9
第十	家屋及家具之部	129	33	25,6
第十一	雑之部	43	9	21,0
第十二	代名詞之部	22	20	90,9
第十三	動作之部	169	90	53,3
第十四	形状之部	64	51	79,7
第十五	助語之部	13	7	53,8
計		1067	432	40,5

「第一 数之部」を除くと、「調査票」との重なりが少ないのは、「第十一 雑之部」、「第五 身体ノ装飾及装具ノ名之部」、「第四 固有ノ動植物名之部」、「第十 家屋及家具之部」が20%台、「第六 飲食物ノ部」が30%台と全体平均を下回っている。また、「第二 身体及不具疾病」と「第八 地理之部」は40%台で、「調査票」作成者から見れば「基礎的」とはいえない語彙が過半を占めているといえることができる。

まず、その名の通り、雑多な語彙が混在する「第十一 雑之部」から見ていくことにする。この意味分野に割り当てられた語彙の多くは、「調査票」に盛り込まれる可能性がないものといえよう。例えば、「支那人」、「日本人」、「熟蕃」といった原住民が会おう他者の呼称、「埋石の礼」や「打青の礼」といった彼らの慣習、「尻振り踊り」「円陣跳り」といった原住民の舞踊などで、台湾以外の地域では想定しにくい語彙が多数を占めている。

「第五 身体ノ装飾及装具ノ名之部」では、原住民の衣服、装飾品について細かな語彙があげられている。「調査票」ではアジア・アフリカ地域の様々な調査地が想定されているため、総称としての用語である「衣服」、「帽子」、「首飾り」、「腕輪」、「帯」、「ズボン」、「靴」、「袋」、「紐」、「飾」のみが挙げられている。他方、「蕃語編纂方針」では、例えば「胸飾の中央にある針状飾」、「女子の桶褌」、「腹掛の中部に附する平円状硝子玉」、「筒袖衣」、「女子の耳に貫く角環」等の衣服の具体的形状や装飾、「耳に孔を穿つ」、「耳に穿つ穴」、「符号（器物彫刻刺墨の総

称)」といった身体変工に関わる語彙等があげられており、台湾原住民の衣服や身体の装飾、加工について、既に相当程度関心もたれていたことが伺える。

次に、「第四 固有ノ動植物名之部」では、多様な動植物の名前があがっている。鳥類だけでも、総称としての「鳥」や「鳥の雛」を含む15種の語彙、「虫」に関する語彙も26種類取り上げられている。また、植物では「樟木」、「樟腦」、「相思樹」(タイワンアカシア)などの台湾に見られる樹木や、「龍眼」、「鳳梨」(パイナップル)、その他の台湾で生産される作物などが多種類に亘って取り上げられている。これらのことから、この意味分野では、「調査票」に比べて地域固有の状況を踏まえたリストになっているといえよう。ただし、これらの語彙から、このリストを、台湾原住民社会に限定した用語を集めたと言い切ることは難しい。むしろ、平地山地を問わず、台湾全体で見られる動植物を集めたといってよい。というのも、例えば、「牛」に関する語彙は、6種類(牛、赤牛、水牛、牡牛、牝牛、牛の子)も見られるが、他方、他の動物、例えば山地に多い「野猪」、「鹿」については、種類やオス、メスなどの下位区分はみられない。こうした牛の種やオスメスの区別が重視されるのは、むしろ平地の漢人社会であると推測される。

「第六 飲食物ノ部」は35%弱の重なりである。ここでは、「二人同飲」といった用語があり、原住民社会に見られる木製の飲み口が2つついた杯(連杯)を使う飲酒方法を連想させる語彙が見られるが、それ以外の語彙は、特に特徴があるものはなく、しいて言えば、漢人由来の飲食習慣、例えば、「米」、「粥」、「点心」、また日本の「味噌」などがあげられている。

次に、40%台の「第二 身体及不具疾病」と「第八 地理之部」を見る。地理に関しては、「調査票」と重複しない語彙の多くは、山や川に関するものである。たとえば、「大山」、「高山」、「峯」、「頂」、「坂」、「火山」、「丘陵」や「崖」、「河岸」、「川口」、「河原」、「急湍」、「瀑布」、「淵」、「浅瀬」等である。これらからは、語彙リストの作成者が、山地に住む原住民の言語では、山や川について細かな形状の相違が区別されているのではないかと想定していることが見て取れる。

「第二 身体及不具疾病」では、身体の部位についての語彙は、その多くが「調査票」と一致する。これは、人間である以上、身体の形質には民族差は殆どなく、名称をつけるべき身体部位もほぼ同じものが想定される、ということになるだろう。ところが、身体の障害や疾病については、「調査票」には殆ど取り上げられていないのだが、「蕃語編纂方針」では、非常に多くの細かな語彙があげられている。このことは、台湾総督府が、原住民居住地域において疾病の予防と治療、障害者の取扱いなどが当該地域の統治、特に衛生やそれが影響を与える治安等にとって重要であると認識していたことを示すものと思われる。

では次に「調査票」にあって、「蕃語編纂方針」の語彙リストにない語彙にどのようなものがあるかを検討することで、「蕃語編纂方針」の特色を考えて見たい。

まずは、原住民社会にはもともと存在しないと仮定してリスト化していないと推測されるものがいくつかある。それらは、例えば、「文字」、「紙」、「手紙」、「本」、「新聞」などの書写に関わる項目、「車」や「船」といった乗り物に関わる項目、「税金」、「先生」、「生徒」、「官吏」といっ

た社会制度の存在を前提とした項目、春夏秋冬や一月から十二月などの暦に関係する項目である。しかし「船」はヤミ（タオ）族には当時から存在したはずであるし、「税金」にしても、「蕃祖」といったものの存在を当時総督府が知らなかったとは思われぬにもかかわらず、取り上げていないのは、何故であろうか。

この他、圧倒的に「蕃語編纂方針」に少ないのは、抽象的なこと、あるいは精神世界、宗教や慣習を表す語彙である。例えば、「仕事」や「ところ」、「神」、「祭」、「命」、「犠牲、いけにえ」、「墓」、「葬式」である。当時は、これらの領域については、個別の儀礼のいくつかが断片的に知られていただけとも推測できるし、原住民の精神世界よりも、まず物質的な事柄の把握に注意が向いていたとも考えられよう。いずれにせよ、原住民社会固有の観念や慣習、制度への知識はまだ充分統治者の射程には入っていなかったと考えられる。

また、動詞の種類も非常に少ない。「調査票」では、動詞が293あげられている。一方「蕃語編纂方針」では、「動作ノ部」の語彙と、他の分野の語彙で動詞とカウントできるものを足しても、180程度にしかならない。尚、「蕃語編纂方針」では、「動作之部」にあげられた語彙であっても、「泣く」のように、動詞であることが明らかである場合と「歩」、「知」のような記述になっているために、動詞とも名詞とも判然としにくい場合がある。同様に、例えば、「身体及不具疾病」のように「動作之部」にはいってなくても、「吐」のように、動詞と思われる語彙が含まれる場合もある。

### 3. 「談話」

最後に、「談話」について、簡単に概観する。それらの見出しを列挙すれば、「談話ノ甲 代名詞ト動詞トノ結合」、「談話ノ乙 代名詞ト名詞トノ結合」、「談話ノ丙 名詞ト動詞ノ結合」、「談話ノ丁 名詞ト名詞トノ結合」、「談話ノ戊 動詞ト動詞ノ結合」、「談話ノ癸 助語ト動詞トノ結合」、「談話ノ庚 形容詞ト名詞ノ結合」、「談話ノ辛 以上各詞各個ノ結合」である。つまり、「談話」という見出しがついてはいるが、我々が今日想定するような、あるシチュエーションを設定して、そこで話されるであろう会話文が対話形式で記載されることによって、それを真似れば、会話が一応成立するという形式にはなっていない。おそらく、まだ原住民の言語の文法体系がほとんど知られていない、あるいは、知られていたとしてもごく一部の言語についてのみであったと推定されるため、台湾の多種類の原住民族の言語採集のためにとりあえず、調査員の調査にとっても支障のない媒介言語である日本語により文法分類を行い、それに基づく句や文の採集リストを作成したものと思われる。そして、この部分の内実は、日本語にそった文法で語彙を結合させて、いかに句や文を作るかについてのいくつかの例を聞取ること、あわよくば、原住民語の文法規則を見出そうとするのが主眼であるように思われる。実際、凡例相当部分には、「若文法上ノ規則ヲ発見スルコトアレハ併セテ記載スルヲ要ス仮令ハ北部蕃語中或名詞ニ「マ」(MA)ナル語ヲ冠スルトキハ動詞ニ変シ又疑問ノ意ヲ表スルトキハ終リニ「ソ」(so)ナル語ヲ用ヒ」とある。本調査では、談話文の文例を集めることで、なんとか原住民語の文法を少しでも解明しようとしていたことが読み取れよう<sup>31</sup>。

また、「談話」にあげられた句や文から、台湾原住民社会に固有の事項や日本人の台湾原住民に対する一定の見方、日本人と原住民との関係性を規定するような事項を抽出することは、困難である。原住民との関係性を予期した例文の唯一のものは、最後の例文の「撫墾署員は皆汝等を愛す」という例文である。この例文には、相手を威圧したり蔑視したりする意味合いは直接読み取ることはできない。ただし、もちろん、だからといって、このような例文から当時の撫墾署や総督府と原住民とが実際にいかなる関係にあったかを特定することはできない。

更に、「談話」と称しつつ、会話形式になっていないということとも関係するが、撫墾署の業務に、原住民の「撫育」や、樟脳事業の取り締まりと関わって、戸口調査、猟銃規制、土地調査なども含まれていたことを考えれば、この言語調査によって、撫墾署員が原住民と直接対話できるようにするためには、これらの項目に関する会話文を盛り込んでおくべきであったろうが、そういった配慮もなされていない。「談話ノ辛 以上各詞各個ノ結合」と題する最後の部分には、若干会話文として使える短文が掲載されているものの、それらも、上記の「撫墾署員は皆汝等を愛す」を除けば、飲食についての動作や、モノの名称を問う疑問文などが主なものとなっている。つまり、「談話」の例文では、ある一定の原住民観や原住民との権力関係を構築するような例文を盛り込むよりもまず、日本語をベースとした品詞の結合の法則性の割り出しと、ごく初歩的な短文をいくつか列挙したに過ぎない。

### 第3節 「蕃語編纂方針」系の原住民語集

以上見てきたように、「蕃語編纂方針」では、既に知られている限りの北部の原住民語を基礎としつつも、全島の原住民社会にある程度共通すると期待された語彙と、「談話」と称しつつ、実際には原住民語の文法を解明するための基礎資料とすることをもくろんだ句や文について、日本語をベースにしたリストを作成し、これを各地の撫墾署に配って署員に調査をさせるだけではなく、殖産局の官吏にも、山地へ赴くときについでに調査をさせようとした。最終的には、こうした研究をもとにして、日本人が民間の「通事」を介さずに直接原住民を統治できるようにするために、現地の人々と接触する警察官や官吏が原住民語を学習できるようにすることがもくろまれていた。

では、この企みは、どの程度実行に移されたのであろうか。実は、「蕃語編纂方針」に基づく調査の実態の一端をうかがうことができる資料は、AA研及び人類研に少なくとも四点見つかっている<sup>32</sup>。

まず、人類研に所蔵された「蕃語集 四社生蕃部」(v2-4-2-1)は、蕃薯寮撫墾署長主事川上親賢が、1897(明治30)年10月4日に民政局長曾根静夫宛に提出したもので、表紙の後に総督府内の民政局長、学務掛長、殖産部長、拓殖課長、林務課長、乃木総督の認印がある公文書も添付されている。そして、「撫蕃及蕃地拓殖上蕃語集編纂ノ必要ヲ認 本年五月別紙蕃語編纂方針配布相成リタルモノニ基キ調査報告セラレタモノニ有之」とあるように、「蕃語編纂方針」に則って調査されたことが明示されている<sup>33</sup>。

さて、「蕃語集 四社生蕃部」の構成をみていくことにしよう。同調査報告書は、実際の調査者が誰であったのかは書かれていないが、台湾総督府民政局の用箋を用い、几帳面な楷書の筆書きで書かれている。構成は、最初に「四社蕃語」の概説が記された後、「蕃語編纂方針」にのっった形で、ページを三段に分ち、上段に日本語の見出し、中段にその現地語、下段に備考として時に注釈を付している。ただし、「蕃語編纂方針」の見出し語全ての現地語訳を載せているわけではなく、採集しなかったものは飛ばしている。第二から第十五について、記述された「四社蕃語」の語彙数は513あったが、これは、「蕃語編纂方針」のリストの約53%を占めるに過ぎない。残念ながら、このことからだけでは、採集しなかった語彙やそれが示すモノ、概念が、現地に存在しないから採集しなかったのか、調査員の力量の問題で採集できなかったのかは、判然としない<sup>34</sup>。逆に、日本語と同じ概念がない現地語について、現地語を書き入れながらも、注釈を加えている場合もある。例えば、「馬」の場合には、現地語を書き入れているものの、備考に「馬ナル名ナク赤キ牛ヲ以テ代用セリ」とある<sup>35</sup>。なお現地語は、基本的には総督府の定めた符号つきのカタカナ表記を用いており、適宜そのカタカタの脇に日本語の逐語的な意味を書き入れている。

中西潔<sup>36</sup>編集による「太湖蕃語（ママ）集」（明治33年7月 OA154）にも、「斯ノ番（ママ）語集ハ明治卅年総督府ニ於テ基準スヘク指定サレタル番（ママ）語編纂方針ニ遵テ小官ガ同年末太湖撫墾署在職中ニ蒐集シタルモノヲ取テ之ヲ今日ニ増補訂正セシモノナリ」とある。また、「セブクン蕃語」（v2-3-4）は作成年代が不詳であるが、項目の立て方、採集した語彙は、「蕃語集 四社生蕃部」とかなり相似しており、同時代のものと思われる。『台湾総督府公文類纂』では、1898（明治31）年に、蕃薯寮撫墾署から、「セブクン蕃語」について、別冊の調査結果とともに、報告を総督宛に提出する旨の文書が見える<sup>37</sup>。ただし、現物の報告書は、『台湾総督府公文類纂』には附されていない。おそらく、この報告の「セブクン蕃語」に相当するものあるいはその写本が、人類研所蔵の台湾総督府民政局の用箋に書かれた文書であろうと思われる。更に、森丑之助によって1899（明治32）年7月に調査された「タイヤル族北勢蕃語集」（OA153）も、多少の相違はあるものの、項目の立て方の基本は、かなり似通っている。

さて、上記の四種以外に、「蕃語編纂方針」とほぼ同時期に調査された言語として「埔里社撫墾署管轄北蕃語集」（以下「北蕃語集」と略）が台湾大学図書館に現存している。この蕃語集は、荒尾英馬によって1898（明治31）年に調査されたものである。この調査書は、一見すると「蕃語編纂方針」系の上記四種とは系統と異にする原住民語集のように見える。民政局の用箋を用いているが、横書きに用紙を使い、左側に現地語、右側に日本語を書いている。また、語彙と文法の二部構成にもなっておらず、意味分野ごとの項目立てもない。さらに、現地語は、ローマ字表記になっている。

しかし、次のいくつかの例文を見ると、「蕃語編纂方針」を参考にしていてと考えざるを得ない。それらは、たとえば、以下の例文である。以下では、「北蕃語集」の例文の後に、カッコ書きで相当する「蕃語編纂方針」の例文を示す。

「此道を案内セヨ」(「此道を案内せよ」)

「何時日本人ガ汝等ノ社ニ至リシヤ」(何時日本人か汝等の社に至りしや)

「コノ大人等ハ皆汝等ヲ愛ス」(撫墾署員は皆汝等を愛す)

「日本人モ生蕃人モ共ニ朋友ナリ」(日本人も台湾人も同様に仲好くすへし)

以上の例文を見る限り、最初の二文は全く同一であり、三例目も「大人」と「撫墾署員」の違いがあるのみである。最後の文も、「蕃語編纂方針」の「台湾人」を「生蕃人」と言い換え、「仲好くすべし」を「朋友」と言い換えているのみで、文の意図するところは、同じと言ってよい。しかも、これらの例文、特に後の二文は特定の文脈に沿った文であると考え、<sup>38</sup>「蕃語編纂方針」を荒尾が参考にしたと推測しても不思議ではなからう。

なお、この報告には、最初に「はし書」と題した荒尾による序文があるのだが、このはし書から、当時の原住民語調査の方法の一端が垣間見える点で興味深い。荒尾によれば、蕃語研究生の命を受けて、まず埔里社の国語伝習所傭員の「談忠義」に「土語」<sup>38</sup>を学び、それから土語を用いて撫墾署通事の「李阿趕」から原住民語を学んだという。李は、「熟蕃」(平埔族)の父と「生蕃」の母の間に生まれ、九歳の頃三ヶ月ほど「蕃社」に住んでいて、おおよそ「蕃語」に通じていたという人物であったという。他の地域における原住民語調査の実態については、類似の報告が付されていないので、不明であるが、おそらく、「土語」と原住民語とに通じた人物を介して、原住民語の調査を行うというスタイルは、領台初期というこの時期においては、かなり一般的な形態であったのではないだろうか。

さて、現存が確認されている上記四種、もし荒尾の北蕃語集も含めると五種の原住民語集は、その体裁から見て、現地調査の報告書であることが推測される。果たしてこれら報告書は、調査終了後、どのような処置をされたのであろうか。撫墾署員が、通事を介さずに原住民と対話することが当初の目的であったとすれば、これらは印刷され、撫墾署員に配布されて、原住民語習得に資するなど、なんらか実践的な使用に供されるべきであったろう。しかし、この点は、明らかではない。ただ、今日、我々が印刷本として存在を確認できるものとして、『黙蕃語集』(1906年)<sup>39</sup>があり、同書が出版されたことを記録した『理蕃誌稿』<sup>40</sup>から、撫墾署を通じて行われた調査の末路が推測できる。同記事によれば、

「本年警察本署蕃務掛ニ於テ北蕃語集(題シテ黙蕃語集トイフ)ヲ刊行ス同書ハ台中庁警部飯島幹太郎ガ多年ノ苦心編修ニ成リタルモノニシテ(中略)

是ヨリ先三十五年民政局殖産部ニ於テ蕃語編纂方針ヲ定メ各撫墾署ヲシテ此方針ニ準拠シ蕃語ノ調査編纂ニ著手セシメ漸ク二三ノ成稿ヲ出スニ垂ントシテ撫墾署ノ廃止トナリ終ニ中絶スルニ及ビタリシガ是ニ至リ初メテ蕃語集ノ刊行ヲ見ルニ至レリ」

とある。『理蕃誌稿』が『黙蕃語集』の刊行以前の経緯として注記した「三十五年民政局殖産

部ニ於テ蕃語編纂方針ヲ定メ」というのは、おそらく三十年の誤りと思われる。同記事では、撫墾署の廃止によって、「蕃語編纂方針」による原住民語の調査と書籍出版が、スムーズに進行しなかった、という事実を指摘している。『黥蕃語集』出版の以前に「二、三ノ成稿」があったという記述から考えると、少なくとも上記四種の原住民語集は、まさにこの「成稿」であった可能性が高い。即ち、これら幻の原稿は、台湾の原住民語集として調査された最も初期の資料であると考えられる。

『黥蕃語集』は、上記四種の言語の原稿とは異なる構成になっている。『黥蕃語集』では、上段が日本語、下段が現地語のカタカナ表記及び文章の場合には逐語訳の付記がある点は、「蕃語集 四社生蕃部」等とほぼ同じであるが、目次をみると、例言、言語の分類、蕃人姓名、数字語、親族関係後と続いた後は、日本語のいろはの順に単語と会話がまとめられている。即ち、意味分野による分類にはなっていない。

これらのことから考えると、『理蕃誌稿』の記事の最後の部分にあるように「蕃語編纂方針」にのっとった原住民語集編纂の取り組みは、撫墾署の廃止とともに立ち消えとなったが、原住民地域の管轄が警察本署に移ってから、「蕃語編纂方針」のやり方とは同一ではない組み立てで『黥蕃語集』が編纂され、これが、公に出版された最初の原住民語集となった、と考えるのが妥当と思われる<sup>41</sup>。

#### 第4節 原住民語習得の状況

前節で明らかにしたように、撫墾署員などを通じて調査させた原住民語は、そのうちのいくつかは報告書となって、総督府に報告されたものの、それをもとに、教科書が印刷されて使用されるという状態にはならなかったようだ。しかし、言語調査のフォーマットが配布された頃、各地の撫墾署の署員が、それぞれ原住民語の調査や習得に努力するような雰囲気がある程度醸成されていた可能性はある。

総督府としても、官吏に原住民語習得のインセンティブを与えるため、原住民語を含む被統治者の言語を習得した官吏や警察官に手当を支給し、優遇することとした。即ち、1898（明治31）年4月5日、勅令68号により、台湾総督府の判任官文官及巡査看守で「土語」通訳を兼掌する者に月7円以内の特別手当を支給することが定められた<sup>42</sup>。また、1898（明治31）年5月16日には、「台湾総督府文官及巡査看守土語通訳兼掌者銓衡規程」「土語通訳手当支給細則」が出され、通訳兼掌者の選考手続きと、月、7円（甲）、5円（乙）、3円（丙）の支給額が定められた<sup>43</sup>。

しかし、試験と手当が整備されたとしても、それらを支える語学教育がシステム化されなければ、現地語に通じた官吏を養成することは難しい。そこで、次に、当時の原住民語習得の方法や程度について、断片的な資料ではあるが、見ておきたい。

「明治31年林圯埔撫墾署ニ於ケル事務施設要領」<sup>44</sup>によれば、「蕃語研究ニ関スルコト」について、「撫墾署員ハ悉ク蕃語ニ精通セザルベカラズ特ニ直接開墾及ビ山林樟腦ニ関係スル署員ハ左ノ方針ニヨリ漸次研究ヲ為サシム」として、次のように研修方法をあげている。すなわち、「一、

派出所員速ニ蕃語ヲ練習スルコト 二、時々署員ヲシテ蕃情取調べ其他ノ要務ヲ帯バシメ蕃社ニ出張セシメ以テ蕃語ヲ研究セシム 三、日語土語蕃語ノ対訳ヲ調製シ各自ニ暗記練習セシム 四、蕃人撫墾署又ハ出張所ニ来リタルトキハ各署員勉メテ蕃語ヲ使用シ之ヲ研究スルコト 五、為シ得レバ有望ノ蕃人ヲ撫墾署又ハ派出所ニ留置キ教化利用ノ傍蕃語研究ノ便宜タラシムルコト」である。

上記から見る限り、専門の語学教習があったわけではなく、署員個々人の努力を前提としていたと思われる。具体的には、署員に仕事で原住民の集落に出張させたり、原住民が撫墾署等にやってきましたときに、原住民語を使って練習をさせる、可能であれば、優秀な原住民を撫墾署等に留め置いて、原住民語研究に利用する、そして、各自で対訳を作って暗記する、といった方法である。このような個人の努力にかなりの部分が任されていた方法では、果たしてどれだけ効果があったのであろうか。ただし、もちろん、林圯埔撫墾署でのやり方が、全ての撫墾署でとられていたかどうかは、わからない。

1898 (明治31) 年の「撫墾署事務成績」<sup>45)</sup>によれば、講習らしきものが開催されていたところもあったようである。

一、蕃人ノ信用ヲ厚フスルハ蕃語ノ研究ニ在ル事 従来ノ通事ナルモノハ狡猾ニシテ私利ヲ貪リ又蕃民ノ感情ヲ害スルコトアルヲ以テ漸次之ヲ廃シ撫墾署員ヲシテ蕃語ヲ学バシムルハ撫育上最大切要ノコトナリトス

一、蕃語研究ノ方法 当初ハ生蕃通事及ビ蕃婦蕃丁ニ就キ親シク蕃語ヲ探究シテ時々交換等ニ来ル生蕃人ヲ利用シ演習ヲ試ミ漸次進歩ヲ計ルニ在リテ第一回昨年八月頃ヨリ演習シタル署員ハ今能ク上達シテ通事ノ通弁ヲ要セザルニ至リタル箇所多シ一旦此語ニ通ジタル曉ニハ蕃人ノ之ヲ信用スルコト厚ク百事意ノ如キノ観アリ仮令バ蕃民等ハ大酋長ニ対スルト同様ノ敬意ヲ表シテ其指揮ニ従ヒ蕃地ノ開発蕃人ノ撫育上得タル所少々ナラズ

一、蕃語速成ノ結果トシテ施シタル事績ノ一二 署員ノ蕃語ニ通ズル者アレバ信用厚キガ故ニ各社至ル所歓待優遇ヲナセリ即チ大崙嶼ハ四五回太湖東勢角ハ二三回其他撫墾署モ一回ハ悉ク蕃地ノ幾分ヲ探検シ且ツ蕃人ヲ利用シテ土匪ヲ討伐スル (大崙嶼) 等其得ル所鮮少ナラズ要スルニ撫育進歩ノ程度ハ署員ガ蕃語熟達ノ度ニ正比例スルモノ、如シ

即ち、「通事」の弊害について、従前からなされている指摘を踏襲した上で、撫墾署員の原住民語習得が不可欠であると認識し、原住民の通事等を相手に撫墾署員が原住民語を習得するようにし、「第一回昨年八月頃ヨリ演習」とあるように、おそらく講習会のようなものの第一回を開催したところ、上達するものが現れて、通事を介さずに原住民と話すことができるようになったこと、このため、原住民からは、彼らの長に対するのと同様な敬意を得ることができるようになった、と記されている。また、原住民語を解する署員は各地で歓待され、それ故に「土匪」の討伐においても、原住民の協力が得られたという。

しかし、このような記述にしても、多少自画自賛的な部分もありえたと考えられるので、割り



引いて考えなければならないだろう。実際、上記とは全く別の指摘もある。松田吉郎によれば、『台湾総督府公文類纂』<sup>46</sup>には、奈須義質「撫墾署改良論」なる記事があって、撫墾署について、1年6ヶ月を費やしても、完全な「蕃語通訳生」を養成できなかった、という批判がされていたという<sup>47</sup>。

撫墾署は二年で廃止になったこと、その間に、原住民地域の言語調査を行いつつ、その成果の整理と研究も進まないうちに、官吏に原住民語を習得させようとしたこと、といった事情を踏まえると、もし、十全な能力を備えた通訳が生まれたとすれば、それこそ例外と考えるべきであるかもしれない。

## おわりに

以上、本稿では、領台初期の撫墾署を通じて企図された台湾原住民の多様な言語を同一の調査票に基づいて調査する計画とその実行について論じてきた。結果として、この試みは、いくつかの調査報告を生み出したものの、各地から報告書が続々と上がってくるという状況にはならなかった。ましてや、それを通じて総督府が目標とした、通事に頼らず原住民との直接対話ができる官吏を生み出す体制作りにはならず、署員の個別の努力に期待するよりほかなかった、と言うほうが現実に近い姿であったらと思うされる。

そもそも、現実には、領台間もない頃の台湾の原住民地域で、撫墾署には言語調査に時間と労力を割く余裕が乏しかった可能性が高い。北村嘉恵によれば<sup>48</sup>、撫墾署は、「台湾総督府撫墾署官制」（勅令第九三号）によって、「蕃人ノ撫育授産取締」「蕃地ノ開墾」「山林樟脳製造」に関する事項を業務とすることが定められたが、場所によっては、原住民の襲撃が激しく、撫墾署を開設すること自体すら、困難であったという。また、樟脳事業などの業務を行う際にも、原住民を懐柔することによって、伐木や造材、樟脳の製造を可能にしようとしたものの、原住民からは、これが軍事的な脅威と関わっているものと看做されて拒否されるなど、撫墾署は、当初の目的を十分に果たすことが出来なかったため、最終的には二年強という短い時間で廃止されることになったのである。

こういった事情を考えれば、撫墾署時代の言語調査は、調査できる環境が整っていなかったといえる。また、いまだ原住民に関する一般的な知識や情報も限られていた時代であった。それ故、言語調査の項目も、物質文化や身体、自然・生態に関わるものや、基本的な文法を見つけ出すための糸口を求めるものに限られた。そこには、原住民の精神世界に踏み込むような調査項目は見出せなかったし、原住民に対する一定の見方を原住民語で表現するといった志向性も希薄であった。また、戸口調査や猟銃の規制などの具体的な政策の実行時に使うことが出来る実用的な会話集にもならなかった。しかし、「調査票」と比較して見たときには、動植物や織物などを中心に、台湾原住民地域やそこに住む人々に関する初歩的な知識が盛り込まれていたことは確認できた。統治目的と言うことを留保したとしても、「蕃語編纂方針」が、ある一定の基準で選択した語彙を指定して、未知の諸言語を網羅的に調査することで、同じ水準の言語調査報告を一気に

集積しようとした発想は、戦後の「調査票」に照らしても、言語学的な設計がなされていたと考えられることも可能であろうし、そこには、当時総督府内で言語政策の立案のための調査研究に従事した伊沢修二や小川尚義の関与があったことが推測できる。

以上、領台最初期の「蕃語編纂方針」に基づく台湾原住民言語調査とそれにかかわる通訳養成の試みについて、考察してきた。最後に、本論で考察できなかった課題を二点述べておきたい。一つは、同時代における他の言語調査の実態の解明と、「蕃語編纂方針」による調査との比較研究である。伊能や田代、森などによる調査研究がどのような特徴をもったものであったのか、それらが原住民統治政策の立案と実装にどのように関わっていたのかいかなかったのか、などは別途検討する余地がある。

第二点目は、「蕃語編纂方針」による調査研究、教育体制の整備が頓挫して以降の、新たな総督府の試みが何であったのかについての探求である。言語調査や通訳システムの整備といった問題は、そもそも上記のような短い時間で結果を出せる類のものではなく、より長いタイムスパンで考えていかなければならない。台湾における理蕃政策は、撫墾署による懐柔的な方法の挫折後、特に、明治末期の佐久間総督時代になると「理蕃五箇年計画」によって、武力を用いた討伐を行ってでも日本に帰順させる方策へ舵がきられた。しかし、武力をも用いて原住民を帰順させた後には、日本の統治に原住民を服させるために、ますます原住民と現場の官吏との直接的な意思疎通が必要になるのは、当然のことであった。もちろん、そのためには、原住民に対する日本語教育が不可欠になっていくが、原住民社会を理解し、よりスムーズに統治していくためには、同時に、官吏の側の原住民語習得もやはり必要とされた<sup>49</sup>。それゆえ、大正期以降の原住民語の調査研究、教科書の編纂等がどのように進展し、現場の警察官などがどのようにどの程度原住民語を習得していったのかを探っていく必要があると考える。

## 注

- 1 清国から日本への台湾領有権の委譲以後、台湾での武力抵抗を鎮圧した日本政府は、1896（明治29）年4月に軍政から民政に移行し、台湾の統治機構を整えていった。「撫墾署」は、「台湾総督府撫墾署官制」（1896（明治29）年4月1日の勅令第93号）によって設立された役所。漢人居住区域とは区別されて、特殊行政区とされた地域の統治を任された（藤井志津枝『理蕃－日本治理台湾的計策』、文英堂、1997年、22頁）。撫墾署は、民政局殖産部の管轄下にあり、当初、全島で11ヶ所に設置された。しかし、1898（明治31）年6月には廃止され、新たに弁務署が設置され、そこで撫墾と警察の両事務が一括して処理されることになった。その後も、所轄部署には変更が相次いだ。最終的には、原住民地域の統治は警察に任されることになるが、それは1903（明治36）年4月で、この時、理蕃専属機関の蕃務掛が警察本署署長直属の組織として設置された（石丸雅邦「台湾日本時代の理蕃警察」、国立政治大学政治系博士論文、2008年）。
- 2 北村嘉恵『日本植民地下の台湾先住民教育史』北海道大学出版会、2008年、171-178頁。
- 3 北村嘉恵 前掲書；富田哲「台湾総督府の「種族」・言語認識－日本統治初期の人口センサス・戸口調査・通訳兼掌手当－」（崔吉城・原田環編『植民地の朝鮮と台湾－歴史・文化人類学的研究－』、第一書房、2007年、115-148頁）などを参照。
- 4 人類学や民族学及びそれが依拠する学術調査と植民地統治との関係性については、例えば、山路勝彦『台湾の植民地統治－〈無主の野蛮人〉という言説の展開－』、日本図書センター、2004年；山路勝彦『近代日本の海外学術調査』、山川出版社、2006年などを参照。

- 5 例えば、総督府の囑託であった伊能嘉矩は、明治30年5月から12月、明治33年7月から9月までの間、原住民調査を行い、語彙を収集している。しかし、それらを整理、公開した森口恒一編の『伊能嘉矩蕃語調査ノート』（南天書局、1998年）を見ると、そのなかでの採集語彙は、蕃語編纂方針には従っていない。また語彙以外の句や文もない。
- 6 ただし、小川尚義は、これらをも研究の材料として収集、使用している。例えば、小川が残した手書きの膨大な比較語彙集「台湾蕃語蒐録」では、これらから語彙を拾っている。小川尚義原著／李壬癸・豊島正之編『臺灣蕃語蒐録』、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2006年（データベース：2008年9月現在のURLは次の通り：<http://joao-roiz.jp/OGV/>）を参照されたい。小川尚義（1869-1947）は、東京文科大学博言学科（現、東京大学文学部言語学科）を卒業後、1896年より台湾総督府に勤務、1928年からは、台北帝国大学の言語学教室で教鞭をとった。1936年に退官し、帰国。
- 7 台北帝国大学の言語学教室で教鞭をとった小川尚義・浅井恵倫の所蔵した書籍、フィールドノート、写真、動画、音声資料などは、多くがAA研に、また一部が人類研に寄贈された。それらの資料の全貌、詳細については、三尾裕子・豊島正之編『小川尚義・浅井恵倫台湾資料研究』、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2005年（データベース：2008年9月現在のURLは次の通り：<http://joao-roiz.jp/ASAI/>）を参照のこと。
- 8 なお、浅井によれば「原住民語集」を蒐集したのは、瀬川孝吉で、教科書その他のプリントは、小川コレクションに保存されたという（浅井恵倫「台湾言語学はどこまで進んだか？」『民族学研究』18巻1-2号、1954年、12-19頁）。
- 9 『明治三十年 台湾総督府公文類纂』（冊番号219、文号11）。
- 10 本論文での引用文は、旧仮名遣いはそのままにしているが、漢字は、新字体に改めた。
- 11 『台湾総督府警察沿革誌』V、1934年、912-913頁（復刻 緑蔭書房、1986年）によれば、民政移行後に通訳あるいは通訳事務囑託として採用された者は「本島語」を解さなかったため、台北付近在住の北京語を解する者等を通訳とし、北京語と「本島語」との間を媒介させた。
- 12 許雪姬「日治時期台湾的通訳」（『輔仁歴史学報』18、2006年、1-44頁）。
- 13 前掲『台湾総督府警察沿革誌』V、913頁。
- 14 台湾総督府警察本署『理蕃誌稿』第一・二編、1918年、45-46頁。
- 15 小川尚義「蕃語研究の来歴」（『蕃情研究会誌』2：1-6頁、1899年）。
- 16 『明治二十九年 台湾総督府公文類纂』（冊番号9673 文号42）。
- 17 前掲『理蕃誌稿』第一・二編、23頁。
- 18 前掲『理蕃誌稿』第一・二編、36頁。
- 19 以下の「蕃語編纂方針」の詳細は、『明治三十年 台湾総督府公文類纂』（冊番号219、文号11）に依った。
- 20 羅馬字会は、1885年（明治18）に外山正一・矢田部良吉らが結成した団体。漢字・仮名を廃してローマ字を国字にすることを主張し「羅馬字にて日本語の書き方」を発表した（『国語学大辞典』、東京堂、1980年、928頁）。
- 21 元は、古代中国語の声調の一つで、語尾が、p, t, kなどの子音で終わり、短く発音され、音が詰まるような感じになるもの。
- 22 「[ポエ] (poe) ト「ボ・エ」(phoe) = 信、ノ別」という事例があがっている。「[ボ・エ] (phoe) = 信」は、閩南語の「手紙」の意。無気音と有気音の区別を示している。
- 23 このケースでは、「カゾア」では日本人には分らないため、わざわざ虫の名であることを注記したのではないだろうか。
- 24 『アジア・アフリカ言語調査票』上、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1967年。尚、発行年は、奥付に従ったが、表紙と中扉には「1966年」とある。
- 25 岡正雄「刊行のことば」（前掲、『アジア・アフリカ言語調査票』、1頁）。
- 26 前掲、『アジア・アフリカ言語調査票』、2-3頁。
- 27 『アジア・アフリカ言語調査票』下、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、1967年。
- 28 柴田武「言語調査票を作るまで」、前掲、『アジア・アフリカ言語調査票』下。
- 29 「基礎語彙」の選定にあたっては、モリス・スワデシュ (Morris Swadesh) の「言語年代学のための調査語彙216語」が、当時の言語学者たちの基準とされていた（プロジェクト参加者であった、奈良穀東京外国語大学名誉教授からの教示による）。これは、スワデシュ・リストと呼ばれ、スワデシュが1940年代に構築したものである。日常の起居や家族関係など、身近な事象についての語彙は、比較的時間の経過に

- 対しても変化しにくいと考えられ、「基礎的」な語彙と考えられた(言語学者中山俊秀 A A 研准教授の教示による)。
- 30 なお動詞の部では、「見る」のように送り仮名がふられている場合と「行」のように振られていない場合がある。
- 31 なお、こうした例文や、例文を通した文法の採集方法が、通言語的な言語記述研究一般から見て標準的な方法であるか否かの判断は難しい。言語学者の峰岸真琴教授(東京外国語大学 A A 研)の教示によれば、文法調査は、それぞれの言語の形態・統語的な文法類型に依存する傾向が強いという。すなわち、語彙とは異なり、通言語的な調査票を準備するのは難しく、そもそも調査票を作ったとしても異なる言語系統同士のそれらを比較することには、それほど意味があるとは思われないという。現在 A A 研の出版物の中で、例文を通した比較調査票としては、『言語文化調査票第 3 集試案』、1981年がある。英、仏、独、伊、西、羅語で書かれた見出し文に対して、アジア・アフリカの諸語における対訳を書き込む形になっているが、いかなる基準で文が選択されているのかは、全く説明がない。
- 32 なお、後述する 4 点のうち、3 点 (v2-3-4, OA153, OA154) は、筆跡が似ているので、同一人物による写本である可能性がある。V2-4-2-1 は、本文中にも述べたように公文書が付いているので、原本である可能性が考えられる。
- 33 なお、この添付書類には、実際に報告された原住民語として、「四社生蕃」以外に「サリセン蕃」の名が挙がっているが、人類研や A A 研には、それに相当する報告は現存していない。また、「生蕃語二冊(四社蕃ノ部、セリセン(ママ)蕃ノ部)』(『明治三十年 台湾総督府公文類纂』、冊号 9738、文号 17) も、調査が終了したので別冊二冊を提出する、としているが、報告書そのものは附されていない。
- 34 ただし、「先んず」のように、現地語欄に「ナシ」とかかれていることもある。このような場合には、調査はしたが、相当する概念が見出せなかった、ということが判明する。
- 35 ただし、実際に「馬」の意として「赤い牛」という言い方が存在するのか、あるいは現地語を記録したい調査者の要求に従って、代用語彙を作り出しているのかは、不明。
- 36 中西は、1898(明治 31)年 1 月に、撫墾署主事補に任官。『明治三十七年 台湾総督府公文類纂』(冊号 1026、文号 2)。
- 37 『明治三十一年 台湾総督府公文類纂』(冊号 9808、文号 25)。
- 38 閩南語か客家語かは明記されていない。
- 39 飯島幹太郎『鯨蕃語集』、台湾総督府民政部警察本署、1906年。飯島は、台中庁警部。
- 40 「北蕃語集ノ刊行」、前掲『理蕃誌稿』第一・二編、432-433頁。ただし、この記事は、1905(明治 38)年の最後の記事として掲載されている。『理蕃誌稿』に引用されている大島と後藤の序文は、『鯨蕃語集』における両人の序文とはほぼ同じであり、そこには明治 38 年 11 月と記されている。おそらく、当初、『鯨蕃語集』は明治 38 年に発行を予定していたが、何らかの事情で印刷が遅れたため、『理蕃誌稿』の記事が先に出てしまったのだろう。
- 41 また、公に出版されたものとしては、『鯨蕃語集』に続いて、森丑之助により編纂された 1909(明治 42)年の「ばいわん蕃語集」、「阿眉蕃語集」、翌年の「ぶぬん蕃語集」(全て、台湾総督府蕃務本署発行)がある。しかし、これらも、『蕃語集 四社生蕃部』などとは、異なる形式で編纂されている。これらには、ほとんど同文の序が含まれているが、そこには、1900(明治 33)年に「台湾蕃語集」を作り、その中から抜き出して印刷出版したとある。ただし、「ばいわん蕃語集」については、大麻里蕃柴壘社討伐のことを聞き、急に訳出した、と記されている。パイワン語とアミ語については、『理蕃誌稿』(第一・二編、676頁)に、出版についての記事が見える。
- 42 富田哲 前掲、131頁。当時、「土語」とは、通常中国語の方言である閩南語や広東語(客家語)を指すことが多かったため、「土語」には原住民語が含まれないとの誤解を与えかねなかった。そこで、1898(明治 31)年 5 月 4 日には、民政局長後藤新平から、各県知事、庁長あてに「本年四月五日勅令第六十八号中「土語」トアルハ即台湾土語ノ謂ニテ無論生熟蕃ヲモ含蓄スル」(明治三十一年 台湾総督府公文類纂 四) (冊号 242 文号 10) との通牒があった(富田哲 同上)。
- 43 富田哲 前掲。
- 44 前掲『理蕃誌稿』第一・二編、109頁。
- 45 前掲『理蕃誌稿』第一・二編、101頁。
- 46 『明治三十一年 台湾総督府公文類纂』(冊号 4560、文号 23)。
- 47 松田吉郎『台湾原住民と日本語教育-日本統治時代台湾原住民教育史研究』晃洋書房、82頁、2004年。

---

48 北村嘉恵 前掲、41-60頁。

49 その一つの試みが、丸井圭治郎による言語調査と警察官用の教科書作成の試みである（三尾裕子「警察官用原住民語教科書から形成される原住民へのまなざし」、シンポジウム「台湾における植民地主義と日本認識－歴史・人類学的研究」、口頭発表用原稿、於東洋大学、2008年9月27、28日）。

**【謝辞】** 本稿執筆に当っては、豊島正之氏がかつて公開していた「日本語・台湾原住民語対訳教本の教材の存在」を参考にさせていただいた。また、森丑之助の「阿眉蕃語集」は、山路勝彦関西学院大学教授から提供を受けた。ここに特に付記し、両氏に感謝したい。

本論考に関わる調査・研究は、以下の共同研究を基礎としている。2000年4月－2002年3月「データベース構築プロジェクト」(AA 研情報資源利用研究センター)、2000年10月－2004年3月「浅井・小川未整理資料の分類・整理・研究」(AA 研共同研究プロジェクト、代表：土田滋元東京大学教授)、2002年4月－2006年3月「アジア書字コーパスに基づく文字情報学の創成」(AA 研 COE 拠点形成プロジェクト、代表：ペーリ・パースカラオ)、2005年4月－2009年3月「台湾における植民地主義に関する歴史人類学的研究－「日本」認識を巡って－」(科学研究費補助金基盤研究(A)、代表：植野弘子東洋大学教授)。また、本論考の最初の執筆は、2008年7月から9月にかけて国立成功大学台湾文学系の客員教授として在籍した期間に行った。ここに特記して謝意を表したい。

